

教育施設の整備を推し進めます

『施設整備室』新設

10月1日～

教育委員会では、教育施設整備計画を策定し、教育施設の整備を積極的に行っていくため、教育部教育総務課内に『施設整備室』を設置しました。

施設整備室では、すでに耐震診断が済んでいる市内の全学校について、特に老朽化の進んでいるものや、耐震性が不足しているものから順次、耐震補強工事を進めていきます。児童施設や体育館、給食センターも含め、すべての教育施設を安全で安心なものに。皆さんが愛着を持てる施設整備を目指します。



図面を見ながら打ち合わせをする施設整備室職員

問合せ
教育総務課施設整備室(あやめ会館2階)
電話 055 948 1419

表紙より

10月1日に新設した施設整備室。初仕事となったのは、10月3日に行われた大仁中学校校舎建設の安全祈願祭でした。市内でも特に老朽化が進んでいる大仁中学校の現校舎。教室棟に廊下がなく、広いベランダを通路としている珍しい校舎です。新校舎は、プール跡地を中心にL字型に建設を予定。校舎や体育館に囲まれた真ん中には広場も作ります。校舎本体は平成22年3月に完成。



これで納め忘れの心配なし!

口座振替のススメ

市税等公共料金が納期限に自動振替されて、とても便利!ご利用ください。

口座振替できる公共料金

市県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(普通徴収)、後期高齢者医療保険料(普通徴収)、介護保険料(普通徴収)、上下水道料金(水道料金・下水道料金・公営簡易水道)、下水道受益者負担金

取扱金融機関

静岡銀行 スルガ銀行 三島信用金庫
伊豆の国農業協同組合 静岡県労働金庫
静岡中央銀行 三菱東京UFJ銀行
みずほ銀行 ゆうちょ銀行

口座振替できる預金の種類

普通預金、当座預金、納税準備預金

問合せ

市県民税、固定資産税、軽自動車税
税務課 電話 055 948 2907
国民健康保険税、後期高齢者医療保険料
国保年金課 電話 055 948 2905
介護保険料 高齢者支援課 電話 0558 76 8009
上下水道料金、下水道受益者負担金
上下水道課 電話 055 948 2911

給与所得者の

年末調整

年末調整って?

一年間の給与総額に対する所得税額と、毎月給与から源泉徴収された所得税の合計額は必ずしも一致しません。このため、その年の最後の給与の支払を受けるときに、過不足額の精算が行われます。これを年末調整といいます。

もれなく控除を受けましょう!
年末調整では左のようなさまざまな控除が受

けられます。給与所得者の扶養控除等(異動)申告書、給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書に必要書類を添付し勤務先へ提出して、漏れなく控除を受けてください。
なお例年、年末調整に誤りがあり確定申告をして納税する人がいます。左記の点に注意して正しく年末調整をしてください。

年の途中で会社を退職し、年末調整ができない人は、確定申告で所得税を精算することになります。

問合せ 三島税務署
電話 055 987 6711
自動音声案内で『2』
をお選びください。

* 11月上旬に社会保険庁から『社会保険料(国民年金保険料)控除証明書』が送付されます。年末調整や確定申告に必要ですので、大切に保管してください。

問合せ 控除証明専用ダイヤル(9:00~17:00)
電話 0570 070 117 11月4日(火)開設

配偶者控除

妻(夫)のパート収入が103万円(所得で38万円)以下であれば所得がなければ、配偶者控除が受けられます。

ただし、103万円を超える場合でも141万円未満であれば段階的に配偶者特別控除が受けられます。

扶養控除

生計を一にする親族で合計所得金額が38万円以下の場合、扶養控除が受けられます。また、65歳以上の親族は、年金収入だけの場合158万円以下であれば扶養控除が受けられます。

社会保険料控除*

国民年金保険料等の社会保険料控除を受ける場合、社会保険庁から送付される社会保険料(国民年金保険料)控除証明書などの社会保険料の額を証明する書類の提出が必要です。

生命保険料控除

生命保険料控除は『一般の生命保険料』と『個人年金保険料』に区分され、それぞれ最高5万円の控除が受けられます。種類を確認し、保険会社等が発行した証明書類を提出してください。

地震保険料控除

平成19年分から、損害保険料控除が地震保険料控除に変更されています。種類を確認し、保険会社等が発行した証明書類を提出し控除を受けてください。

損害保険契約等に係る地震等損害部分の掛金(最高5万円)が控除されます。

経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約(期間が10年以上で満期返戻金があるもの)の掛金は、従前の損害保険料控除(最高1万5千円)が適用されます。

とを適用する場合は、合わせて5万円が限度です。

住宅借入金等特別控除

2年目以降の人は、年末調整で控除を受けられます。1年目の人は年末調整で控除を受けられませんが、確定申告をして控除を受けてください。なお、税源移譲による所得税額の減少により控除しきれなくなる場合は、市・県民税から控除しますので税務課に申告書を提出してください(平成11年~18年に入居した場合に限る)。市・県民税からの控除については、市役所税務課 電話 055 948 2918 までお問い合わせください。

医療費控除、雑損控除

年末調整で控除を受けることができませんので、確定申告をして控除を受けてください。

平成20年分 青色申告決算・年末調整等説明会

説明会に参加する人は、事前に郵送される青色申告決算・年末調整等書類の封筒を持参してください。なお、封筒の内容を確認して、関係書類が不足している場合は、会場または税務署でお受け取りください。

とき 11月27日(木) 年末調整等説明会(法人、白色申告個人) 10:00~11:30
青色決算等説明会(青色申告個人) 13:30~15:00

ところ アクシスかつらぎ多目的ホール

問合せ 三島税務署 電話 055 987 6711

自動音声案内で『2』をお選びください。



アクシスかつらぎ